

燃ゆる感動かごしま国体奄美市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

「特別国民体育大会警備・消防防災基本計画」及び燃ゆる感動かごしま国体奄美市実行委員会会則に基づき、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

(1) 大会開催前

燃ゆる感動かごしま国体奄美市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う警備・消防防災業務の実施期間は、大会開催までの必要な期間とする。

(2) 大会開催期間中

実行委員会が行う警備・消防防災業務の実施期間は、奄美市において開催される競技会の公式練習日を含む競技会終了までとする。

3 実施体制

(1) 大会開催前

実行委員会は、大島地区消防組合消防本部及び関係機関・団体等との連携を図りながら平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア 実行委員会は、実施本部内に警備・消防防災を統括する警備・消防防災部を設置する。
イ 警備・消防防災部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「関連施設」という。）に現地警備・消防防災班を設置する。

4 警備業務

(1) 基本的事項

関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- a 自主警備体制の確立に関すること。
- b 実地踏査の実施に関すること。
- c 通信体制の確立に関すること。
- d 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- e 警備員等の人員確保と事前教育・訓練に関すること。
- f 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- g その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 会場管理に関すること。
- b 通信手段の確保，運用に関すること。
- c 大会参加者の案内及び誘導に関すること。
- d 関係車両の案内，誘導，交通整理および駐車場利用状況の把握に関すること。
- e 入退場者管理に関すること。
- f 雑踏警備の実施に関すること。
- g 不審者，不審物の発見と適切な対応に関すること。
- h 会場施設への不法侵入予防，施錠確認等の管理に関すること。
- i 犯罪行為等，円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- j 迷子，遺失物等への対応に関すること。
- k その他必要な警備業務に関すること。

(3) 競技会場等施設入場に関する遵守事項

競技会開催期間中に，各施設等へ入場しようとする全ての者が遵守すべき事項を定めるものとする。

ア 持込禁止物

- a 鉄砲類，その他銃砲類と誤認させるもの。
- b 刀剣類，包丁，ナイフ，カミソリ，針，ハサミ，缶切，その他の鋭利なもの。
- c 毒物，劇物その他の有害物質。
- d 爆発物，発煙筒，爆竹，花火，ガスホーン，火薬，照明弾，催涙スプレー，油類その他の可燃性の危険物。
- e スタンガン，石，弓矢，スリグショット，吹矢，木材，木刀，鉄パイプ，棒，ハンマー，チェーンその他凶器として使用されるおそれのあるもの。
- f 塗料類（ペンキ類）
- g キックボード，スティックボード，スケートボード，ローラースケート，ローラー付きシューズ，ラジコン，その他通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- h 無線通信機器（携帯電話，スマートフォン，タブレット，小型ラジオ等を除く。）
- i ドローン，カメラ内蔵型マルチヘリコプター，ラジコンヘリコプターその他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機。
- J 動物類（盲導犬，聴導犬，介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- k その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし，又はそのおそれのあるもの。
- l ボール類，ブーメランなどの投てき用遊具のほか，ビン類，缶類（スプレー缶を含む。）ドライアイス，凍結物その他の投てき，破裂等により他人に危害を与える恐れのあるもの。
- m その他，大会会場及びその他の施設において他人に迷惑をかけるようなもの。

- イ 禁止行為（会場内外及び大会会場施設周辺を含む）
- a 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
 - b 観客席等へ物を投げ入れ，又は発射すること。
 - c 機器を使用し，むやみに大音量を発すること。
 - d 施設，器物，装置を汚損若しくは破壊し，又はみだりに操作を行うこと。
 - e 入場者等を脅迫，威圧，侮辱，挑発し，若しくは入場者等に面会を強要し，又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
 - f 抗議集会，デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
 - g 所定の場所以外の場所で喫煙し，又はごみその他の汚物を破棄すること。
 - h アルコール，薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し，又は入場しようとすること。
 - i 市実行委員会及び県実行委員会発行する駐車許可証等を掲示することなく，競技会場等施設に自動車を乗り入れ，又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
 - j 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ，又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
 - k たき火，電熱器，ガスその他これに類する火気を使用すること。
 - l テント，小屋掛けその他工作物を設けること。
 - m 商行為，寄付金の募集，広告物の掲示等の行為をすること。
 - n 文書，図書，図面，印刷物その他の物を配付し，又は揚出すること。
 - o 宣伝，勧誘，署名活動，演説，講演，布教，集会又は喧噪にわたる行為をすること。
 - P 施設又は設備に施された錠，封印，テープ等を損壊，開封又は改変すること。
 - Q その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ，入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし，又はそのおそれのある行為をすること。

5 消防防災業務

（1）基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し，特に関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- イ 奄美市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

- ア 大会開催前
 - a 関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
 - b 関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。
 - c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
 - d 防火防災意識の高揚と，啓発活動の推進に関すること。
 - e 関連施設での避難訓練に関すること。
 - f 関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
 - g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 関連施設における火災等の予防，警戒及び鎮圧に関すること。
- b 関連施設の救急救助に関すること。
- c 関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については，宿泊市町及び関係機関・団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害等に係る対策

大規模災害が発生し，奄美市災害対策本部が設置された場合は，災害対策本部と連携し対応する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務実施についても，必要に応じて，この要項を準用する。